

③ 役所の手続きのこと

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと	
(3) 町税の特別措置	住民課 税務グループ ☎27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ)

① 平成 30 年度にかかる税金

内容

被害の程度に応じて、町に納めていただく平成30年度の税金のうち平成30年(2018年)9月6日以降に納期限の到来する税額が免除や減免となる場合があります。

個人の町民税

減免の要件	減免割合	
① 災害により死亡した	全額	
② 生活保護を受けることとなった		
③ 災害により障害者となった	90%	
④ 本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有し居住していた住宅がり災証明の半壊以上で、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下	12.5% ↓ 全額	
⑤ 本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有し居住していた住宅の価格に対する住宅の損害額が20%以上で平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下		※損害の程度や所得による
⑥ 本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有する家財に一定以上の損害を受け、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下		
⑦ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの災害による平成30年中の減収が平年の30%以上で、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下など一定の所得要件を満たす	所得等に応じて減免	

〔減免対象となる家財の損害額 (目安)〕

減免対象として考慮される家財損害額は、家族構成や年齢等によって異なります。

- ・ 独身の場合
所得税の確定申告での家財の損害額が60万円以上

- ・ 50歳代4人家族(本人、専業主婦の妻、18歳未満の子2人)の場合
所得税の確定申告での家財の損害額が262万円以上

固定資産税

対象	減免の要件	減免割合
⑧ 土地	被害面積が20%以上	40%～全額 (損害の程度による)
⑨ 家屋	り災証明において半壊以上	60%～全額 (損害の程度による)
⑩ 家屋	価格に対し損害額が20%以上	
⑪ 償却資産	修理費が評価額の20%以上	40%～全額 (損害の程度による)

〔土地の被害の目安 (固定資産税)〕

土地の固定資産税の減免は、下表の程度以上が土地の被害として考慮されます。

- ・ 地目が宅地・田・畑の場合
(宅地評価に準じる土地を含む)

土砂崩れ	崩落・埋没部分すべて
地割れ	幅3cm以上
陥没	深さ20cm以上
段差・隆起	20cm以上
沈下	10cm以上

※湧水・噴砂(液状化)も考慮します。

- ・ 地目が宅地・田・畑以外の場合 (山林など)

土砂崩れ	崩落・埋没部分すべて
地割れ	幅15cm以上
陥没	深さ50cm以上
段差・隆起	50cm以上
沈下	25cm以上

手続き

〔受付期間〕

平成31年(2019年)1月25日(金)～

〔必要なもの〕

<①～⑪共通>

- ・減免申請書
※必要に応じて、被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

<②>

- ・生活保護決定通知書の写し

<③>

- ・障害者手帳の写し

<④>

- ・り災証明書の写し（交付を受けている場合）

<⑤、⑥>

- ・平成30年分所得税の確定申告書及び雑損控除に係る書類一式の写し

<⑦>

- ・平成30年分所得税の確定申告書の写し（確定申告が不要な方は源泉徴収票の写し等、平成30年中の収入がわかるもの）
- ・減収を補てんする保険等がある場合は、その金額がわかるもの

<⑧>

- ・被害箇所の写真など、土地の被害がわかるもの（大規模な土砂崩れについては、必要ありません）
※申請の際に、地番図に被害の位置や程度を記入していただきます。

<⑩>

- ・原状回復にかかる見積書や契約書、請求書など、建物の原状回復の金額や内容がわかる書類の写し

<⑪>

- ・償却資産種類別明細書
- ・修理費の請求書の写し

②令和元年度分の解体家屋にかかる税金

内容

公費解体家屋または町の解体費補助の対象となった家屋にかかる令和元年度分の固定資産税を減免します。

対象

公費解体の申請または解体費補助の申請日以降に納税期限の到来する税

手続き

〔受付期間〕

決定次第、広報紙やホームページなどでお知らせします。

〔必要なもの〕

- ・減免申請書

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと	
(6) 国民年金保険料の免除	住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内) 苫小牧年金事務所 (お客様相談室) ☎0144-56-9001

内容

国民年金保険料第1号被保険者で、住宅や家財などの財産に係る損害が2分の1以上の場合、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

免除期間

平成30年(2018年)8月分～令和2年(2020年)6月分(令和元年(2019年)7月分以降は再度申請が必要)
 ※保険料が免除されると、将来受け取る年金額は減額します。

手続き

〔必要なもの〕
 り災証明書または財産の損害内容の分かるもの

その他

〔年金手帳などを紛失したとき〕
 年金手帳、年金証書を紛失した場合は再発行することができます。

〔口座振替の停止手続〕
 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。

※詳しくは苫小牧年金事務所までお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと	
(7) 登記済証、登記識別情報を紛失したとき	札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403

内容

紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度があります。

※詳しくは札幌法務局苫小牧支局までお問い合わせください。

その他

家屋の倒壊などの被害により土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知証）を紛失された場合もあると考えられます。しかし、この権利証の紛失によって不動産（土地・建物）の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は登記の申請をする際に、本人確認資料として登記所に提出していただくものですが、登記をするには権利証のほかに所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を紛失しただけで直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって不動産の売却等の処分をすることができなくなるわけでもありません。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと	
(8) 運転免許証を紛失したとき	苫小牧警察署 ☎0144-35-0110 運転免許テレホンサービス ☎011-699-8654

内容

地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付に係る手数料を免除します。

手続き

【受付窓口】
苫小牧警察署（後日交付）
札幌運転免許試験場（即日交付）

免除額

再交付手数料の全額
(免許証…3,500円、仮免許証…1,150円、運転経歴証明書…1,100円)

【必要なもの】
・手数料免除申請書（申請窓口あります）
・り災証明書（交付を受けている人）
・印鑑 など

※詳しくは、苫小牧警察署または運転免許テレホンサービスまでお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

③ 役所の手続きのこと

(9) 各種証明書の発行	住民課 税務グループ ☎27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ) 住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)
---------------------	--

内容

町が発行する各種証明の発行手数料を免除します。

対象

被災を原因として行う各種手続きのために証明書が必要で、全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書の交付を受けた方

免除期間

平成30年(2018年)10月1日(月)～

対象となる証明・交付場所

〔対象となる証明〕

	証明等の名称	手数料
①	土地建物に関する証明	200円/1筆または1棟
	営業に関する証明	200円/1件
	公租公課に関する証明	200円/1年度1税目
	法人に関する資格証明	500円/1件
	土地現況地目に関する証明	2,000円/1筆
②	住民票等	100円/1枚
	記載事項証明	200円/1件
	住民票の閲覧	200円/1世帯
	不在住証明書	200円/1枚
	印鑑登録証	200円/1件
	印鑑に関する証明	200円/1件

※手数料の免除を受けるには、交付申請時に窓口でり災証明を提示してください。

〔交付場所〕

- ① 住民課 税務グループまたは上厚真支所
- ② 住民課 町民生活グループまたは上厚真支所

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

3 役所の手続きのこと

(11) 児童扶養手当の停止解除

住民課 子育て支援グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

災害により住宅等に損害を受けた場合、所得制限によって一部または全部停止になっていた児童扶養手当を全部支給となるよう申請できます。

ただし、平成30年(2018年)中の所得が一定以上の額であった場合は受給した額を後日返還しなければなりません。

対象

児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている世帯

支給対象期間

平成30年(2018年)9月～令和元年(2019年)10月

手続き

〔受付期間〕

平成30年(2018年)9月25日(金)～災害等をやむを得ない事由が止んだ日から15日以内

〔必要なもの〕

- ・児童扶養手当被災状況届
- ・り災証明書
- ・被災の程度が確認できる写真

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

3 役所の手続きのこと

(13) 医療機関受診時の一部負担金免除

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

地震により一定の被害があった厚真町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、医療機関の窓口で支払う一部負担金を免除します。

また、申請前に医療機関を受診した対象者の方には、償還払いを行います。

- ・印鑑
- ・要件を確認するために必要な書類（り災証明書など）

以下は償還払いの申請の場合のみ

- ・医療費の領収書
- ・保険証
- ・通帳

対象

厚真町国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者で次のいずれかの要件に該当する方

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が事業または業務を休廃止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

町外へ避難された方

厚真町・安平町・むかわ町外へ避難された方で、住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被害を受け、り災証明書をお持ちの方は、減免申請を3町以外の他市町村または広域連合の国保の窓口でも提出することができます。

【必要なもの】

- ・一部負担金等減免申請書（窓口にあります）
- ・り災証明書
- ・送付先住所設定届出書（窓口にあります）
- ・本人確認できる書類
- ・印鑑
- ・委任状（代理人が申請する場合のみ）

免除期間

被災した日～令和元年(2019年)8月31日(土)受診分

【減免決定までの流れ】

- ①申請受理（避難先市町村）
- ②元々お住まいだった町へ送付（避難先市町村→厚真町・安平町・むかわ町）
- ③申請書の審査・減免可否の決定（厚真町・安平町・むかわ町）
- ④送付先住所設定届出書に記載の住所へ通知（厚真町・安平町・むかわ町→申請者）

※おおむね10日～2週間要します。

手続き

免除の適用を受けるためには減免証明書が必要です。医療機関等を受診するときは、国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証と減免証明書を提示してください。

【減免証明書受付期間】

平成30年(2018年)11月1日(木)～令和元年(2019年)8月30日(金)

【減免証明書受付期間】

平成30年(2018年)11月1日(木)～平成31年(2019年)2月28日(木)

【償還払受付期間】

平成30年(2018年)11月1日(木)～

【必要なもの】

- ・減免申請書（窓口にあります）

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと	
(14) 飲用井戸の水質検査 手数料補助	住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

手数料の補助

対象

飲用井戸の水質検査に係る手数料を補助します。

減免対象回数

井戸1本につき1回

減免対象期間

令和2年(2020年)4月1日(水)～令和3年(2021年)3月31日(水)

水質検査の実施方法

- ① 苫小牧保健所に水質検査日を電話予約してください。
- ② 容器を事前に町民福祉課町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)へ取りに来てください。
- ③ 予約日当日にご自身で容器に取水し、午前中に苫小牧保健所へ検体を持参してください。

〔保健所提出時の持ち物〕

- ・ 検体容器
- ・ 印鑑
- ・ 北海道収入証紙 15,800円

〔補助申請〕

- ① 水質検査手数料領収証を添付して、町へ補助申請をしてください。
- ② 審査後、町から指定口座へ水質検査手数料を振り込みます。

〔補助申請の必要書類〕

- ・ 印鑑
- ・ 通帳の写し
- ・ 水質検査手数料領収証

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(15) 飲用井戸等給水施設 整備事業補助金

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に使用する水）の給水施設整備の経費の一部を補助します。

対象

- ①未給水区域の住宅の居住（または居住しようとする）者のうち、飲用水等の給水施設を新設しようとする方
※この制度で補助を受けた後、10年間は制度を利用できません。
- ②既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破損し、飲用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方

補助対象経費

住宅（店舗併用住宅を含み、別荘等の一時的な住居および賃貸住宅を除く）に給水施設を整備するために必要な以下の経費

- ・ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む）
- ・取水管工事費
- ・ポンプ設置工事費
- ・給水管工事費（屋内配管は除く）
- ・電気導線工事費
- ・貯水タンク設置工事費
- ・飲用井戸新設時の水質検査費
- ・必要に応じて設置する浄水器設置工事費
- ・浄水器設置後の水質検査費（設置前に「水質基準不適合」だった項目に係るもの）

補助額

- ・補助対象額の2分の1以内（上限100万円）
- ・共同利用の給水施設は、補助対象額の2分の1以内（上限100万円/1戸）

手続き

補助金の交付を受けようとする方は、工事に着手する前に申請してください。

交付の決定の通知を受けた後、申請の内容

を変更・中止する場合は、速やかに速やかに計画変更・中止承認申請書を提出し承認を受けてください。

また、工事が完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告をしてください。

〔受付期間〕

平成30年(2018年)11月6日(火)～

〔必要なもの：交付申請時〕

- ①交付申請書
- ②添付書類
 - ・工事予定場所の位置図
 - ・設計図面（平面図）
 - ・工事費等の内訳が明記されている見積書
 - ・町税に滞納がないことを証する書類
 - ・給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
 - ・飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類、浄水器の性能および仕様を証する書類（浄水器を設置する場合）
 - ・町長が必要と認める書類

〔必要なもの：実績報告時〕

- ①実績報告書
- ②添付書類
 - ・工事請負契約書
 - ・補助事業に係る請求書（経費の内訳の記載があるもの）および領収書
 - ・工事写真（着工前、工事中および完成後）
 - ・竣工図面（平面図）
 - ・柱状図（ボーリング工事を行った場合）
 - ・別表に掲げる水質検査項目の結果（飲用井戸を新設した場合）
 - ・設置前に飲用水等の原水の水質が水質基準に適合していなかった項目に係る設置後における水質検査結果（浄水器を設置した場合）
 - ・町長が必要と認める書類

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(16) 農業用井戸等給水施設整備事業補助金

産業経済課 農業グループ
☎27-2419

内容

町内の未給水区域で、農業用水等（農作物の栽培、家畜の飼養に要する水）の安定的な確保を図るために必要な農業用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します。

対象

- ①未給水区域で農業経営をしている者のうち、給水施設（農業用水等の確保のため農業用井戸等の取水、導水、送水および配水の施設）を新設しようとする方
※この制度で補助を受けた後、10年間は制度を利用できません。
- ②既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破損し、農業用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方

補助対象経費

農業経営用に給水施設を整備するために必要な以下の経費

- ・ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む）
- ・取水管工事費
- ・ポンプ設置工事費
- ・給水管工事費（屋内配管は除く）
- ・電気導線工事費
- ・貯水タンク設置工事費

補助金額

- ・補助対象額の2分の1以内（上限50万円）
- ・共同利用の給水施設は、補助対象額の2分の1以内（上限50万円/1施設）

手続き

補助金の交付を受けようとする方は、工事に着手する前に、補助金交付申請書に必要な書類を添付して町へ申請してください。

交付の決定の通知を受けた後、申請の内容を変更・中止する場合は、速やかに速やかに計画変更・中止承認申請書を提出し承認を受けてください。

また、工事が完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告をしてください。

〔受付期間〕

平成30年(2018年)11月6日(火)～

〔必要なもの：交付申請時〕

- ①厚真町農業用井戸等給水施設整備事業補助金交付申請書
- ②添付書類
 - ・工事予定場所の位置図
 - ・設計図面（平面図）
 - ・工事費等の内訳が明記されている見積書
 - ・町税に滞納がないことを証する書類
 - ・給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
 - ・代表者選任届兼誓約書（共同利用の場合）
 - ・土地使用承諾書（共同利用の場合または他人の土地に給水施設を設置する場合）
 - ・町長が必要と認める書類

〔必要なもの：実績報告時〕

- ①厚真町農業用井戸等給水施設整備事業実績報告書
- ②添付書類
 - ・工事請負契約書の写し
 - ・補助事業に係る請求書（経費の内訳の記載があるもの）および領収書の写し
 - ・工事写真（着工前、工事中および完成後）
 - ・竣工図面（平面図）
 - ・柱状図（ボーリング工事を行った場合）
 - ・町長が必要と認める書類

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(21) 国民健康保険料の減免

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内容

納付義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて国民健康保険料を軽減する減免措置を受けることができる場合があります。

なお、被害の程度によっては、減免の対象とならないこともありますので、担当へご確認ください。

減免対象となる保険料

平成30年度と令和元年度の当該世帯の保険料額に平成29年中における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じた額

対象者と減免割合

①災害により障害者となった方

〈減免割合〉 90%

②災害により、納付義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に一定以上の損失を受け、前年(平成29年)の合計所得金額が1,000万円以下の方

〈減免割合〉

前年の合計所得金額	損害の程度	減免割合
500万円以下	20%以上50%未満	50%
	50%以上	全額
750万円以下	20%以上50%未満	25%
	50%以上	50%
750万円を超えるとき	20%以上50%未満	12.5%
	50%以上	25%

③災害等により、事業収入の減少による損失額から保険金等により補てんされるべき金額を除いた額の合計額が、平年における事業収入の額の30%以上で、前年(平成29年)の合計所得金額が1,000万円以下の方

〈減免割合〉

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
750万円を超えるとき	20%

手続き

〔受付期間〕

平成31年(2019年)1月25日(金)～

〔必要書類〕

・減免申請書

※被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

3 役所の手続きのこと

(22) 介護保険料の減免

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

第1号被保険者または世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅または平年における事業収入額の30%以上の減少による損失を受けた場合、その被害の程度に応じて介護保険料を軽減する減免措置を受けることができます。

なお、被害の程度によっては、減免の対象とならないこともありますので、担当へご確認ください。

④災害等により、事業収入の減少による損失額の合計額が、平年における事業収入の額の30%以上で、前年(2017年)の合計所得金額が400万円以下の方

〈減免割合〉

前年の合計所得金額	減免の割合
200万円未満	全額
200万円以上	80%

減免対象となる保険料

- ・平成30年度分
災害を受けた日から平成30年度末までの納期に係る当該世帯の保険料額
- ・平成31年度(令和元年度)分
令和元年8月31日までの納期に係る当該世帯の保険料額

手続き

〔受付期間〕

平成31年(2019年)1月25日(金)～

〔必要書類〕

- ・減免申請書
- ※被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

対象者と減免割合

①災害により、第1号被保険者またはその属する世帯を主として維持する者の所有する住宅にその価格の20%以上に相当する額の損失を受けた方

〈減免割合〉

前年の合計所得金額	損害の程度	減免割合
200万円未満	20%以上50%未満	50%
	50%以上	全額
200万円以上	20%以上50%未満	25%
	50%以上	50%

②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した方

〈減免割合〉 全額

③災害により障害者となった方

〈減免割合〉 90%

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

3 役所の手続きのこと

(24) 消費者相談

産業経済課 経済グループ
☎27-2486

内容

点検商法や便乗商法など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルの相談に対応します。

過去の災害にみられた事例

- ・「当社と被災家屋の修理契約すれば、行政から補助金がでる」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を締結する。
- ・「家屋の修理費用は火災保険の保険金で全額支払える」などと言って修理契約を締結し、高額な手数料を請求する。解約しようとする高額な解約料を請求する。
- ・公的機関を思わせる名称を用いて消費者宅を訪問したり、ハガキを送り義援金名目のお金を求める

被害に遭わないために

事業者からその場で契約を提案されても、もう一度よく考えることが大切です。本当にそれが必要かどうかわからなければ、家族や周りの人などに相談してください。

契約してもクーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合や消費生活でのトラブルでどこに相談して良いか分からない場合には、一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

【相談・問い合わせ】

消費者ホットライン ☎118 (局番なし)

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと	
(25) 健康相談	住民課 健康推進グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内) 苫小牧保健所 健康推進課健康支援係 ☎0144-34-4168(代表)

内容

被災者の健康相談（身体やこころ、家族のことなど）を行います。

対象

希望者

相談方法

- ①電話相談
- ②家庭訪問
- ③面談

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

③ 役所の手続きのこと

(26) 開発許可申請等手数料の免除	まちづくり推進課 都市計画グループ ☎27-3179 胆振総合振興局建築指導課建築住宅係 ☎0143-24-9594
---------------------------	--

内容

被災した建築物（住宅等）の建て替えの際に申請手数料を免除します。

対象

- ①自らが居住する住宅（併用住宅を含む）が滅失または破損した方
※り災証明書の判定が半壊以上

〈対象工事〉

- ・自己居住用住宅の建築
- ・自己居住用住宅への用途変更

〈対象区域〉

北海道が開発許可等を所管する区域

- ②自己居住用住宅以外の建築物または特定工作物が滅失または破損した方
※り災証明書の判定が半壊以上

〈対象工事〉

- ・建築物の建築または用途変更
- ・特定工作物の建設

〈対象区域〉

北海道が開発許可等を所管する区域のうち、被災した建築物と同一の市町村区域内

免除対象となる手数料

- ・開発許可申請等手数料（開発許可、変更許可、建築等許可、規則第60条証明書など）
- ・宅地造成工事許可申請等手数料（宅地造成工事許可、変更許可など）

手続き

〔受付期間〕

- ①自己居住用住宅の建築等を目的とする申請の場合は災害発生日から2年以内（令和2年（2020年）9月5日（土）まで）
- ②自己居住用住宅以外の建築等を目的とする申請の場合は災害発生日から1年以内（令和元年（2019年）9月5日（木）まで）

※ただし、開発許可申請、宅地造成工事許可申請の手数料免除を受けたものに係る変更許可申請については、期間の制限はありません。

〔必要なもの〕

- ・手数料免除申請書
- ・り災証明書（2回目以降の免除申請は写し可）

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

3 役所の手続きのこと

(27) 被災代替家屋の特例(固定資産税)

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内容

半壊以上の被災家屋に代わるものとして、令和5年(2023年)3月31日までに取得した家屋に係る固定資産税について、一定の要件に該当する場合は特例措置を受けられます。

手続き

受付を開始次第、必要書類等を広報紙等でお知らせします。

また、特例の要件に該当するか調査等を行いますので、必要のある方はご相談ください。

対象者

- ・被災家屋の所有者
- ・被災家屋の相続人
- ・被災代替家屋に、被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- ・法人の場合、合併により消滅したときにおける合併後存続する法人 など

対象資産

- ・被災した家屋と種類(用途)または使用目的が同一であるもの
- ・被災した家屋が取り壊しまたは売却等の処分がされていること

特例措置

対象となる家屋の税額のうち、被災家屋の面積相当分について、取得後に課税される最初の年度から4年度分の固定資産税額を2分の1減額とします。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

3 役所の手続きのこと	
(28) 被災代替償却資産の特例(固定資産税)	住民課 税務グループ ☎27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ)

内容

災害により滅失または損壊し、減免の適用を受けた償却資産に代わるものとして、令和5年3月31日までに取得した償却資産に係る固定資産税について、一定の要件に該当する場合は特例措置を受けられます。

手続き

受付を開始次第、必要書類等を広報紙等でお知らせします。

また、特例の要件に該当するか調査等を行いますので、必要のある方はご相談ください。

対象者

- ・被災償却資産の所有者
- ・被災償却資産の相続人 など

対象家屋

- ・被災した償却資産と種類（用途）または使用目的が同一であるもの
- ・被災した償却資産が除却または売却等の処分がされていること

特例措置

対象となる償却資産について、取得後に課税される最初の年度から4年度分の固定資産税の課税標準額を2分の1とします。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

3 役所の手続きのこと

(29) 情報の発信

総務課 情報防災グループ ☎27-2481
まちづくり推進課企画調整グループ ☎27-3179

防災行政無線

町からのお知らせを放送しています。個別受信機を1世帯に1台貸与しています。

あつま災害エフエム

FMラジオで町の情報を放送しています。

〈周波数〉
81.4MHz

〈放送時間〉
平日 8時、18時

厚真町ホームページ

随時更新しています。

〈URL〉
<http://www.town.atsuma.lg.jp/>



広報あつま

町内全世帯に配布しています。

〈発行日〉
毎月第2金曜日（1月号を除く）

厚真町公式フェイスブック

インターネット上のコミュニケーションサービスのフェイスブックで、町からの知らせを掲載しています。

〈アカウント名〉
厚真町役場
@atsumatownhokkaido

〈URL〉
<https://www.facebook.com/atsumatownhokkaido/>



厚真町公式LINE

無料コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」で、町からのお知らせを配信しています。

〈アカウント名〉
厚真町

〈ID〉
@atsuma

